

公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会



07 2015年7月号

住人

住まう

ひと

すまーと

平成27年4月1日より
「宅地建物取引主任者」から
「宅地建物取引士」（通称：宅建士）へ
名称が変わりました



京都タワー



提言が実現しました!

京都市が「私道の給水管理設時の承諾書問題」解消に向け、
「関係条例の一部改正」「申請手続の見直し」を実施!

私道の給水管理設時の承諾書問題について、平成23年2月以来、継続して行ってまいりました提言活動、意見交換が実り、京都市では平成27年4月1日より下記の取り扱いが開始されました。京都宅建では、運用を見守りつつ、残された課題等があればフォローしていきたいと考えています。

1. 関係条例の一部改正（土地所有者の承諾義務の規定）

土地所有者は、給水申請者から給水装置工事に必要な土地の使用の申込みがあった場合には、これを承諾することを拒んではならないことが規定されました。

2. 申請手続の見直し

- (1) 「給水管私有地埋設承諾書（任意様式3）」の写しの提出が廃止されました。
- (2) 給水申請者の「誓約事項」に、「給水装置工事の施行に関して利害関係者から異議があった場合には、給水申請者の責任において対応する」旨が追加されました。

3. 留意事項

今回の条例改正は、土地所有者に無断で給水装置工事が実施できることを意味するものではありません。京都市では、土地所有者が正当な理由なく土地の使用を承諾しない場合には、上下水道局から条例改正により承諾義務が規定されたことを説明したうえで、理解を求める必要があるとのことでした。

【お問合せ先】 京都市上下水道局 水道部給水課 TEL 075-672-7748
技術監理室地域事業課 TEL 075-672-7790

京都宅建
初の試み!

住教育セミナー 『かしこい不動産の買い方』を開催!!

平成27年2月14日（土）、京都宅建では初めての試みである一般消費者を対象とした住教育セミナー『かしこい不動産の買い方』を開催しました。

当日は、気に入った住まいを安心して確実に購入していただけるように、マイホームを初めて買われる方や将来の購入に向けて検討中の方など48組55名（参加申込者数57組70名）が参加されました。

セミナーでは、社会貢献委員会（地域活性）の委員長代理である西村孝平氏に講師として、不動産の購入における取引の流れだけでなく、相続や贈与、良質なマンションの見極め方などについて、約2時間、わかりやすく話されました。

また、セミナー終了後には、不動産に関する相談ブースの他に、融資に関する相談ブース（京都銀行・京都中央信用金庫・京都信用金庫）も設け、希望者（13組）のみの無料相談会を行いました。



次回セミナーは、平成28年2月13日（土）を予定しています。
申込み等の詳細については、「ハトマークサイト京都」に11月頃アップする予定です。

第三支部
地域貢献事業
として

「北区制60周年記念・北区民ふれあいまつり2015」に参画!

平成27年6月6日(土)、第三支部(田中利樹支部長、他役員)は、地域貢献事業の一環として「北区制60周年記念・北区民ふれあいまつり2015」(於:船岡山公園・来場者数約1万5千名)に参画しました。

当日、ハトマーク入りのポロシャツなどを着用した支部参加役員は、京都宅建の不動産無料相談所をPRするため、リーフレットやポケットティッシュを来場者に配布するとともに、例年通り出店した「不動産何でも相談」コーナーで相談者に適切なアドバイスを行ったり、また、子供達にはお菓子をプレゼントするなど、老若男女を問わず多くの人たちと交流を持ちました。



不動産を学ぼう!

I WILL STUDY REAL ESTATE.



宅建業者のための「ハトマーク研修会」

京都宅建では、一般消費者等が安心・安全・公正な宅地建物の取引を実現するため、専門家である宅建業者が専門的知識・技能を高め、正確な知識や情報を提供することを目的に各支部主催のもと「ハトマーク研修会」を開催しています。

「ハトマーク研修会」は、京都宅建会員以外の宅建業者の方も受講できます。

●平成26年12月～27年5月までに開催された主な研修内容(開催日順)

研修課題	講師	主催支部
女への漢字から紐解く ～男女共同参画～	パニラシティ(株) 会長 森田 充代氏	第七支部
ハトマークサイト リニューアルについて	アットホーム(株) 近畿・四国事業部専任職 濱野 太嗣氏	第四支部
公的評価からみる土地価格の動向	(株)みやこ不動産鑑定所 不動産鑑定士・税理士 辻本 尚子氏	第四支部
不動産業界に期待される 人権問題の取組み	大阪企業人協議会 サポートセンター長 芝本 正明氏	第七支部
これからの関西経済と不動産の動向	大阪学院大学 教授 国定 浩一氏	第六支部
経済対策の7本の矢	関西不動産研究所 不動産鑑定士 塩見 宙氏	第一・二支部
成年後見制度・民事信託とは? 不動産相続・苦情解決からの 疑問・質問に対する回答並びに解説	鴨川法律事務所 弁護士 山崎 浩一氏	第五支部
税制改正のポイント	笹井税理士事務所 税理士 笹井 雅広氏	第三支部

●風景写真(開催日順)



第四支部



第一・二支部



受講優良会員ステッカー

※開催案内は協会ホームページ「ハトマークサイト京都」の京都宅建について → 宅建業者のための「ハトマーク研修会」内に掲載。京都宅建の受講修了会員には「受講優良会員ステッカー」を交付。

平成27年度「宅地建物取引士資格試験」受験申込受付中!!

- **試験日時**… 平成27年10月18日(日)
午後1時から午後3時まで
※登録講習修了者は午後1時10分から午後3時まで
- **試験場所**… 同志社大学
京田辺校地(京田辺市多々羅都谷1-3)
- **試験方法**… 四肢択一式の筆記試験
- **出題数**… 50問 ※登録講習修了者は45問
- **出題法令**… 平成27年4月1日現在施行されている法令
- **受験資格**… 特になし
※京都府で受験できる方は、受験申込時に京都府内に住所を有する方に限ります。
- **受験申込**… ①インターネットによる申込期間(平成27年7月15日(水)で終了しています。)
②郵送による申込(郵送申込書配布)期間 平成27年7月31日(金)まで
※郵送申込書配布場所:協会本部・京都府内39書店他
- **受験料**… 7,000円 ● **合格発表**… 平成27年12月2日(水)
- **問合せ先**… 公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会本部
電話 (075) 415-2140(試験専用)



受験申込方法、郵送申込書配布場所等の詳細については、
「ハトマークサイト京都」をご覧ください。

—「平成27年4月1日」より—

「宅地建物取引主任者」から「宅地建物取引士」(通称:宅建士)へ名称変更!

宅地建物取引業法の一部改正による標記資格名称の変更により、従来の「宅地建物取引主任者資格試験」は、本年から「宅地建物取引士資格試験」となりました。

今後も引き続き、京都府知事の指定により、京都宅建が京都府における同資格試験の協力機関として、受験申込の受付や当日の試験運営などの委託業務を執行してまいります。

公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会は、京都府下で唯一、宅建業法第74条に基づく京都府知事認定の公益法人であり、ハトマーク(※)をシンボルマークに京都府内約2,600店の会員で構成され、会員は地域に密着して“安心・信頼”をモットーにお客様の住まい探しをサポートしています。(※ハトマークに加盟している宅建業者は全国約10万店、不動産業界の約80%がハトマーク加盟店で、業界最大の会員数を誇ります。)

<http://www.kyoto-takken.or.jp/>

ハトマークサイト京都

検索

●発行所: 公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会京都本部
〒602-0915 京都市上京区中立売通新町西入三丁目453-3

Tel.075-415-2121(代) Fax.075-415-2120

●制作: 株式会社住宅新報社

年2回発行